若狭町第3次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

目 次

1	障害のある人を取り巻く現状と課題	. 1
2	障害福祉における本町の重点課題	.6
3	基本理念	. 7
4	基本視点	. 7
5	基本目標	.8
6	施策の体系	.9
	基本目標1 障害に対する理解や配慮の促進	10
	基本目標2 保健・医療・福祉体制の充実	11
	基本目標3 保育・教育・療育環境の充実	12
	基本目標4 就労環境の充実	13
	基本目標5 生活支援の充実	14
	基本目標6 社会参加と自立の促進	15
	基本目標7 安心・安全なまちづくりの推進	16
7	第7期計画における令和8年度の数値目標	17
8	計画の策定体系 2	24
	1 若狭町障害者基本計画等策定委員会委員名簿2	24
	2 計画策定の経過 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	25

1 障害のある人を取り巻く現状と課題

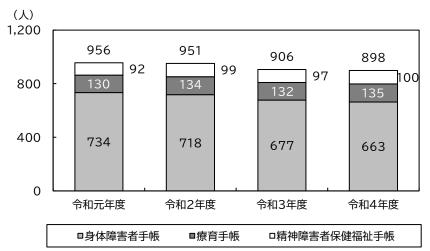
(1)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度以降減少傾向となっており、令和4年度には898人と900人を下回っています。

所持手帳別にみると療育手帳は130人前後、精神障害者保健福祉手帳は100人前後で推移 しています。

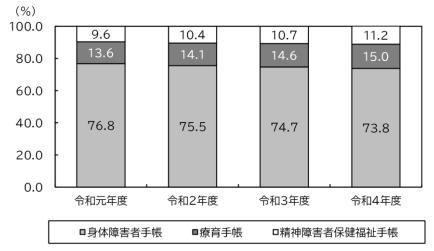
障害者手帳所持者数の構成割合では、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の割合が増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。

■手帳の種類別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

■手帳の種類別構成比の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

(2)身体障害者手帳所持者の状況

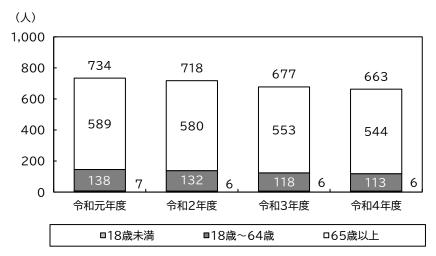
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度以降減少傾向となっており、 令和4年度には663人となっています。

年齢別にみると「65歳以上」が最も多く、令和4年度には544人となっています。

等級別にみると、各級ともに増減を繰り返しながら減少傾向で推移する中、1級・3級・4級の 人数が多く、それぞれ150人以上となっています。

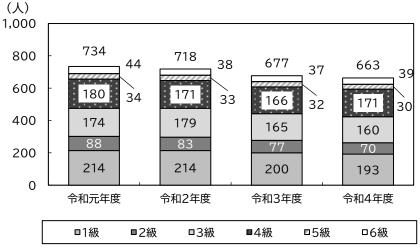
障害の種類別にみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。

■年齢区分別の推移



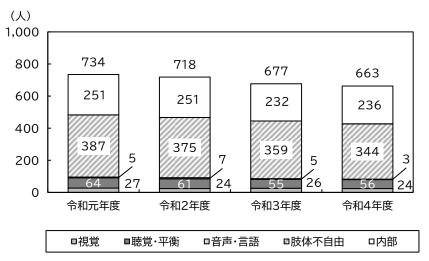
資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

■等級別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

■障害の種類別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

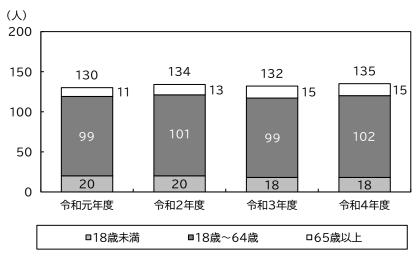
(3)療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では130人台で増減を繰り返しながら概ね増加傾向 で推移しており、令和4年度には135人となっています。

年齢別でみると「18歳~64歳」が最も多く、令和4年度には102人と100人を上回っています。

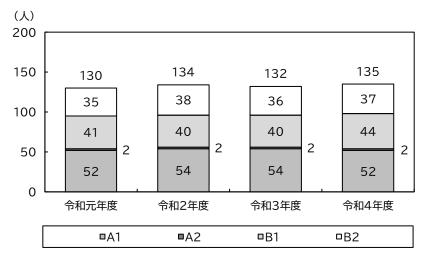
等級別にみると、各年度ともに「A1」が50人台で最も多く、次いで「B1」が40人台、「B2」が30人台となっています。

■年齢区分別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

■等級別の推移



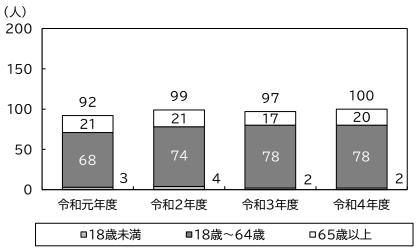
資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では概ね増加傾向で推移しており、令和4年度には100人となっています。

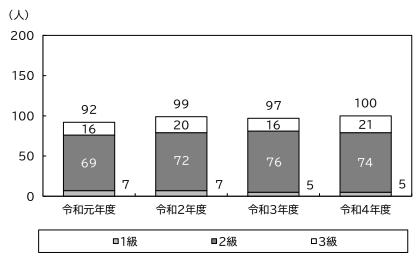
年齢別にみると「18歳~64歳」が最も多く、令和4年度は78人となっています。 等級別にみると、各年度ともに「2級」が最も多くなっています。

■年齢区分の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

■等級別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

2 障害福祉における本町の重点課題

早期対応が必要と考えられる、喫緊の課題については、重点課題と位置づけることにより、取り組みの強化を図ります。

重点課題1 障害のある人の「親なき後」を見据えた支援

本町では、障害のある人の年齢、介助者の年齢ともに、「70歳代」が中心となっており、家族人数の構成比をみても、障害のある人と介助者の高齢化と核家族化の進行が顕著となっています。

今後は、支援が必要な家庭の把握や介護者が元気なうち(早い時期)から必要なサービスへと つなげる支援、地域で支えあう仕組みの構築や住まいの場の確保、慣れ親しんだ地域で暮らし 続けていくための経済的支援等、障害のある人の生活を地域全体で支える支援体制の充実を図 っていくことが必要です。

重点課題2 町全体を見据えた移動に関する支援の拡充

障害のある人が障害の有無に関わらず、いきいきと暮らすためには、日常生活や就労、余暇 活動等、様々な地域への社会参加が必要です。「移動する」ことが社会参加の第一歩につながる と考えられるため、移動手段の拡充は必要です。

今後は、移動に関するサービスについて、町全体を見据えた検討が求められます。また、地域の実情に沿った重度身体障害者等タクシー料金助成事業等の拡充や、地域生活支援事業の移動支援について、障害のある人のニーズに合わせた柔軟な実施が必要です。

重点課題3「人材確保」と「職場環境改善」による人材施策

障害のある人が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して 受けられることが重要です。そのため、サービスを担う福祉人材の確保は重要な課題の一つです。

現場における多様な人材が確保され、質の高いサービスを安定的に提供するためには、町と 事業者および県福祉人材センター等の関係機関が一体となって人材確保対策を進める必要が あります。

また、ICTの活用をはじめとする業務の効率化を進めることにより、現場の生産性を高め、業務負担を軽減し、働きやすい環境を構築し、「人材確保」と「職場環境改善」といった施策展開を推進することが必要です。

3 基本理念

自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障害のある人もない人も共に地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながります。

また、国の障害者基本計画(第5次)では、基本理念として「障害者が、自らの決定に基づきあらゆる社会活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁の除去のために障害者施策の基本的方針を定める」としています。

これらの国の動向に基づき、本町は前計画からの基本理念を継承し、「自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ」を基本理念とし、誰もが自分らしく暮らせるまちをめざします。

4 基本視点

視点1 お互いの理解と交流を促進する共生社会づくり

「共生社会」とは、障害のある人もない人もすべての人がお互いの人権を大切にし、支え合う社会のことです。障害や障害のある人への偏見・差別を解消し、社会的障壁の除去に努め、地域に住む人々がお互いに人格と個性を尊重し合いながら交流が深められる、共生社会づくりを進めます。

視点2 障害のある人も自分らしく生きる地域づくり

障害のある人の多様な個性や生き方が尊重され、一人ひとりが自らの選択と決定により、社会や地域活動等へ参加できる地域づくりを進めます。そのために、障害の状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備やサービスを提供できる体制づくりを進めます。

視点3 安心して暮らせる支援体制づくり

障害のある人が安心して暮らすためには、安定した住まいを確保することや防災対策、移動しやすい交通環境整備、相談しやすい相談支援体制の整備等が必要です。一人ひとりの状況を把握し、支援できるよう支援体制づくりを進めます。

5 基本目標

基本目標1 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、町全体で社会的障壁の除去に向けた取り組みを進めます。

基本目標2 保健・医療・福祉体制の充実

障害の要因となる疾病等の予防、治療の推進、障害や疾病の早期発見と早期治療に努めます。 また、保健・医療・福祉等が連携し包括的な取り組みを進めます。

基本目標3 保育・教育・療育環境の充実

乳幼児期においては、健診や発達相談等の相談窓口から適切な療育へつなぐ体制の充実を図ります。また「継続支援ファイル」を作成し、切れ目のない支援を受けられるよう努めます。学齢期では、すべての子どもたちがともに授業や学校活動に参加できるよう、合理的配慮に基づく環境整備を推進するとともに、適切な教育が受けられるよう関係機関との連携を推進します。

基本目標4 就労環境の充実

障害のある人の経済的自立と生きがいづくりを支えるため、特性や希望に合わせた多様な就 労の場の確保や、職場等での障害に対する理解を促進します。

基本目標5 生活支援の充実

障害のある人の自分らしい生活を支えるために、意思決定支援を推進し、各種支援制度の充 実や地域生活を支える障害福祉サービス等の充実を図ります。

基本目標6 社会参加と自立の促進

生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校 教育や社会教育と連携して、障害のある人が気軽に地域活動等へ参加できる地域づくりをめざ します。また、自立の促進に向け、必要な情報提供の充実や、意思疎通支援の推進を図ります。

基本目標7 安心・安全なまちづくりの推進

障害のある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

6 施策の体系

基本理念

自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ

基本視点

- 1 お互いの理解と交流を促進する共生社会づくり

2 障害のある人も自分らしく生 3 安心して暮らせる支援体制つ	
基本目標	施策の展開
	(1)正しい理解の啓発
1 障害に対する理解や配慮の促進	(2)差別解消及び虐待防止の推進
	(3)権利擁護の推進 (4)福祉教育の推進
	(1)健康づくりの推進
	(2)医療・福祉体制の充実
2 保健・医療・福祉体制の充実	(3)障害の予防と早期発見・早期療育の推進
	(4)難病患者等への支援
3 保育・教育・療育環境の充実	(1)障害のある子どもへの保育・教育の充実
3 体育 教育 源自绿光》	(2)発達・療育支援環境の充実
4 就労環境の充実	(1)多様な就労への支援
1 3/3/3/4/3007/300	(2)雇用・就労の促進
	(1)相談支援体制の確保
5 生活支援の充実	(2)障害福祉サービスの充実
	(3)居住環境等の整備・改善 (4)各種制度の活用
6 社会参加と自立の促進	(1)文化芸術活動・スポーツの振興(2)情報・意思疎通に関する支援の充実
	(3)社会参加の促進
	(1)防災対策の推進
7 安心・安全なまちづくりの推進	(2)防犯対策の強化
	(3)交通・移動対策の推進

基本目標1 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域における福祉教育や、 住民や企業に対する啓発活動等を通じて、社会的障壁を取り除くことにより、住民一人ひとりが 相互に支え合う「共生社会」の実現を目指します。

若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会に「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を付加し、障害者差別の事例等の共有や、差別を解消するための取組みに関する協議等を行うとともに、障害のある人の自己決定を尊重し、安心して地域で生活できるよう財産権や人権に関する状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進等、権利擁護の支援体制づくりを推進します。

(1)正しい理解の啓発

No.	施策
1	広報活動の充実
2	住民の意識啓発
3	障害者差別解消支援地域協議会の運営
4	ヘルプマークの普及

(2)差別解消及び虐待防止の推進

No.	施策
1	職員による合理的配慮の実施
2	虐待の予防と早期発見
3	サービス提供時における配慮の実施

(3)権利擁護の推進

No	施策
1	権利擁護の推進
2	成年後見制度の推進

(4)福祉教育の推進

No.	施策
1	幼少期からの福祉教育の充実
2	幅広い交流機会の充実

基本目標2 保健・医療・福祉体制の充実

多様化した住民のニーズに対応するため、保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病等について、予防・治療が可能なものにおいては、保健・医療サービスの提供体制の充実に努めます。

妊産婦においては、ハイリスク妊産婦や産後うつ等の早期発見に努めるとともに、乳幼児に対しては、定期的な健康診査、訪問指導等により、適切な治療、療育につながるよう支援します。

また、身体だけではなく、心の健康づくりを推進し、障害の予防・早期発見・早期療育に努めます。

(1)健康づくりの推進

No.	施策
1	保健指導の充実
2	地域ぐるみの健康づくり
3	心の健康づくり事業の推進

(2)医療・福祉体制の充実

No.	施策
1	医療費の助成等の推進
2	在宅医療サービスの充実
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

(3)障害の予防と早期発見・早期療育の推進

No.	施策
1	妊産婦への啓発
2	乳幼児健診の充実
3	早期療育の推進

(4)難病患者等への支援

No.	施策
1	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施
2	難病患者等への情報提供

基本目標3 保育・教育・療育環境の充実

障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるようにするため、 関係機関の連携による、地域での療育支援体制の構築を進めます。

また、子どもの特性に応じ、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備を行うとともに、教職員等の受入れ側についても、障害理解の促進、意識の醸成に努めます。

一方、育児不安を抱える保護者に対しては、不安の軽減を図り、相談につながりにくい人に対 しては、訪問支援等での働きかけも進めていきます。

(1)障害のある子どもへの保育・教育の充実

No.	施策
1	障害児保育・就学前教育の充実
2	就学支援の推進
3	インクルーシブ教育システムの推進

(2)発達・療育支援環境の充実

No.	施策
1	療育とフォロー体制の充実
2	発達障害についての啓発
3	地域ぐるみの支援体制構築
4	育児相談や保護者支援の充実

基本目標4 就労環境の充実

障害のある人が経済的に自立し、社会参加をするためには、雇用・就業機会を確保するとともに、安定した生活基盤の確立が必要です。関係機関が一体となり障害のある人にとって働きやすい環境づくりを推進するとともに、障害特性等に配慮した就業の場の創出を促進します。

本人の能力と適性に応じつつ、一般就労が困難な人には就労移行支援や就労継続支援の利用促進を図る等、総合的な支援の拡充を進めるとともに、就労の場の確保と仕事の継続・定着について支援の充実を図ります。

(1)多様な就労への支援

No.	施策
1	就労活動の支援
2	障害者雇用の啓発
3	庁内の障害者雇用

(2)雇用・就労の促進

No.	施策
1	授産品の活用促進
2	福祉的就労の場の拡充
3	就労の定着

基本目標5 生活支援の充実

障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で生活をおくることができるよう、生活に必要なサービスの供給や支援体制の充実を図るとともに、複合化、多様化する課題については、重層的な相談体制の推進を図ります。

一方、様々なサービスをささえる人材については、人材不足の深刻化が見受けられることから、福祉人材の確保に努めるとともに、ICT等のデジタル技術の活用や関係機関の役割分担・連携の促進等、限られた人的・物的資源を有効活用し、サービス基盤の充実・維持に努めます。

(1)相談支援体制の確保

No.	施策
1	相談支援の充実
2	庁内の総合的な相談支援体制の整備
3	相談支援専門員等の資質向上
4	障害のある人の「親なき後」を見据えた支援

(2)障害福祉サービスの充実

No.	施策
1	高齢者福祉サービスとの連携
2	経済的支援の推進
3	サービスの質の向上への支援
4	福祉人材の確保と福祉現場の生産性の向上

(3)居住環境等の整備・改善

No.	施策
1	居住の場の確保
2	バリアフリーなまちづくりの推進
3	主要幹線道路の整備

(4)各種制度の活用

No.	施策
1	情報提供の充実
2	税金等の免除・手当等の支援
3	利用者負担への配慮

基本目標6 社会参加と自立の促進

文化活動やスポーツ活動は、互いの理解を深めるとともに、社会参加と自立の促進へとつながるため、一人ひとりの健康状態や体力、障害の程度に合ったプログラムを充実するとともに、参加しやすい通いの場の整備を促進します。

情報については、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、情報格差が生じないよう、必要な情報を適切に提供する体制の充実を図ります。

(1)文化芸術活動・スポーツの振興

No.	施策
1	生涯学習講座への障害のある人の参加促進
2	各種行事等への参加促進
3	文化芸術活動の環境づくり
4	スポーツ・レクリエーション活動の環境整備

(2)情報・意思疎通に関する支援の充実

No.	施策
1	障害者支援ボランティアの確保・育成
2	障害に配慮した情報提供の推進
3	選挙における合理的配慮の提供等

(3)社会参加の促進

No.	施策
1	まちづくり活動への参加促進
2	参加を側面的に支える取り組み
3	障害者団体の活動支援

基本目標7 安心・安全なまちづくりの推進

障害のある人が地域で安心して生活するため、総合的な防災対策を講じるとともに、災害時において情報の伝達や避難誘導等が的確に行われる救出・救護体制構築の充実を図ります。

防犯については、誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯体制の整備を促進します。

さらに、障害のある人が快適に生活ができるよう生活環境面のバリアフリー化を促進するととも に、外出支援サービスや身体障害者専用駐車場の適正利用等の移動支援策の充実を進めます。

(1)防災対策の推進

No.	施策
1	避難行動要支援者対策の推進
2	緊急時の避難場所の確保
3	防災に関する知識の普及促進
4	社会福祉施設の安全性確保

(2)防犯対策の強化

No.	施策	
1	地域ぐるみの安全活動の推進	

(3)交通・移動対策の推進

No.	施策
1	外出支援の推進
2	駐車場の適正利用
3	地域住民同士の自主的な外出支援の推進
4	町全体を見据えた移動に関する支援の拡充

7 今期計画における令和8年度の数値目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針 ●地域生活への移行者数

令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の<u>6%以上</u>

●施設入所者数の削減

令和8年度末に、令和4年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減

指標	令和8年度目標	考え方
地域生活への移行者数	2人	令和4年度末時点の施設入所者数 21人のうち、6%以上が地域生活 へ移行することをめざします。
施設入所者数の削減	2人	令和4年度末時点の施設入所者数21人のうち、5%以上の減少を基本とします。しかし、障害の程度や生活の状況等支援ニーズを把握し、施設入所支援を必要とする方に対しては適切に提供できるよう努めます。

(2)地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針

●地域生活支援拠点等の充実

令和8年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上確保。

年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

●強度行動障害を有する方への支援体制の整備

支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

指標	令和8年度目標	考え方
		若狭町・美浜町・小浜市・おおい
 地域生活支援拠点等の整備数	1か所	町および高浜町までの広域にお
地域工术交通观点等00 歪曲数	175771	いて、面的整備により設置済で
		す。
地域生活主接拠点等の運用状況の		地域生活支援拠点等整備ワーキ
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証・検討 	実施	ングチーム等において運用状況
		の検証・検討を継続します。
	検討	コーディネーターの配置につい
		て、地域生活支援拠点等整備ワ
コーディネーターの配置 		ーキングチーム等において検討
		し、体制の構築を図ります。
	実施	自立支援協議会等と連携して現
強度行動障害を有する方への		在の状況や支援ニーズを把握
支援体制の整備		し、強度行動障害のある人の支
		援に対する協議を行います。

(3)福祉施設から一般就労への移行

●一般就労への移行者数 令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上。

①就労移行支援事業

令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上。

②就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上。

③就労継続支援B型事業

国の

基本指針

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上。

④就労移行支援事業所の割合【新規】 就労移行支援事業利用修了者に占める、

一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上。

●就労定着支援事業利用者数 令和3年度の就労定着支援利用者の1.41倍以上。

●就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、

就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。

指標	令和8年度目標	考え方
一般就労への移行者数	5人	令和3年度の一般就労への移行者数 4人の1.28倍以上の移行をめざしま す。【①+②+③の人数】
①就労移行支援事業	1人	令和3年度の移行者数1人のうち、 1.31倍以上の移行をめざします。
②就労継続支援A型事業	1人	令和3年度の移行者数1人のうち、 1.29倍以上の移行をめざします。
③就労継続支援B型事業	3人	令和3年度の移行者数2人のうち、 1.28倍以上の移行をめざします。
④就労移行支援事業所の割合	_	町内に就労移行支援事業所がないた め、本計画中での目標設定は難しい と判断し、設定はしません。
就労定着支援事業利用者数	_	嶺南地域に就労定着支援事業所が ないため、本計画中での目標設定は 難しいと判断し、設定はしません。
就労定着支援事業の就労定着率	_	町内に就労定着支援事業所がないた め、本計画中での目標設定は難しい と判断し、設定はしません。

(4)障害児支援の提供体制の整備等

ィネーターを配置。

	●児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、 <u>1か所以上設置</u> 。
	●保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
国の 基本指針	●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保。
	●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連 携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーデ

指標	令和 8 年度 目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	小浜市内にある「小浜市母と子の家児童発達支援センター」において、広域利用が可能となっています。
保育所等訪問支援の実施	1か所	町内に1か所設置しています。今 後もサービス提供体制の確保を 図ります。
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1か所	敦賀市内にある「敦賀医療センタ 一多機能型通所支援事業所あさ
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	ひ」において、圏域利用が可能と なっています。 また、町内にある事業所において も、サービス提供体制の確保に努 めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置	設置	要支援児童検討会(母子ミーティング)を継続し、協議の場を確保します。
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	1人	コーディネーター配置を継続し ます。

(5)相談支援体制の充実・強化等

●相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および 関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援 センターを設置。

指標	令和 8 年度 目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	若狭町と美浜町の共同により基幹 相談支援センターの設置を継続し ます。
訪問等による専門的な指導・助言	実施	既に基幹相談支援センターを中心 に行っている地域の相談支援事 業所に対する訪問等による専門的
相談支援事業者の人材育成の支援	実施	な指導・助言を継続します。 また、自立支援協議会等において 人材育成の研修等を実施し、地域
相談機関との連携強化の取組の実施	実施	の相談支援機関と連携強化の取組みを進めます。 その他、若狭町・美浜町地域障害
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	児(者)自立支援協議会における 個別事例の検討を通じた地域の サービス基盤の開発・改善に努め ます。

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針

●障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み を実施する体制を構築。

指標	令和 8 年度 目標	考え方
障害福祉サービス等に関わる町職員の 各種研修への参加	1人以上	県等が実施する障害特性や相談 支援技術、障害福祉に関わる制度 等の研修に積極的に参加し、職員 の資質向上に取り組みます。
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有	1 回	障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析・活用し、 事業所や近隣市町と共有する体制を構築します。
若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会による障害福祉サービスの質の向上に向けた取組み	実施	自立支援協議会において、地域の 実情に応じた研修会の開催を行います。また、障害福祉サービス 事業者等で構成する、部会や連絡 会において情報交換や事例検討、 勉強会を実施し、地域の障害福祉 サービスの質の向上を図ります。

(7)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度末までに、重層的な連携による支援体制を構築。

		目標			
指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	考え方
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回数	回/年	4	4	4	若狭町、小浜市、おおい町、
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における目 標設定及び評価の実施	実施の 有無	有	有	有	高浜町の保健、医療、福祉 関係者による「精神保健福 祉連絡会」を協議の場とし
精神障害のある人の地域 移行支援利用者数	人/月	0	0	1	て継続します。また、健康福祉センターや自立支援協議
精神障害のある人の地域 定着支援利用者数	人/月	2	2	3	会等と連携し、精神障害の ある人が地域で安心して生
精神障害のある人の共同 生活援助利用者数	人/月	4	4	5	活するために必要な地域で の包括的な支援の充実や、
精神障害のある人の自立 生活援助利用者数	人/月	0	0	1	サービス提供の拡充等、必要な体制の構築を推進しま
精神障害のある人の自立 訓練(生活訓練)利用者数	人/月	0	0	1	す。

8 計画の策定体制

1 若狭町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

任期:令和5年7月7日~令和6年3月31日

氏名	職業等	備考
浦松 英樹	嶺南振興局若狭健康福祉センター 福祉課課長	
堤 豊	若狭町民生委員児童委員協議会 障害者(児)福祉部会長	
岡田 利政	若狭町身体障害者福祉協会 会長	副委員長
中村 俊幸	若狭心身障害児(者)福祉協会 会長	
清水 武久	社会福祉法人若狭町社会福祉協議会 五湖の郷事業所 所長	
村上 美恵子	特定非営利活動法人福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと 管理者	基幹相談支援 センター
山田 善市	特定非営利活動法人若狭美&Bネット 若狭ものづくり美学舎 きらり	委員長
早佐古 達也	社会福祉法人つぐみ福祉会 若狭事業所 所長	
吉田 幸夫	特定非営利活動法人ねこやなぎ倶楽部 理事長	
井関和代	特定非営利活動法人ヤングオールドほのぼの家族いまい ほっとハウス	

2 計画策定の経過

日程	事項	内 容
令和5年2月1日 ~令和5年2月14日	アンケート調査の実施	○598人調査票を配布し、376 人から回収(回収率:62.9%)
令和5年7月7日	第1回 若狭町第3次障害者基本計画· 第7期障害福祉計画· 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○障害者福祉の動向について○アンケート結果報告○策定スケジュールについて
令和5年8月18日	サービス事業所	○障害福祉サービス事業者
~令和5年9月7日	アンケート調査の実施	11 団体に調査を実施
令和5年9月26日	第2回 若狭町第3次障害者基本計画· 第7期障害福祉計画· 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○計画骨子案について
令和5年12月26日	第3回 若狭町第3次障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○計画素案について
令和6年1月18日 ~令和6年2月7日	〇パブリックコメントの実施	
令和6年2月14日	第4回 若狭町第3次障害者基本計画· 第7期障害福祉計画· 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○計画原案について ○パブリックコメントの結果・公表